

# 冷凍設備（第一種製造者） チェックリスト

点検日：

点検者：

高圧ガス保安法において、冷凍設備（第一種製造者）を設置する事業者が確認すべき事項を抜粋しました。保安教育、定期点検等に御活用ください。

	チェック項目	適	該当なし	【参考】
設備関係	<b>火気等の制限</b> ・ 冷凍設備の付近に引火性や発火性の物（石油類など）や火気がないか。	<input type="checkbox"/>		冷凍則第7条第1項第1号 例示基準1
	<b>消火設備（可燃性ガスのみ）</b> ・ 適切な消火設備を適切な箇所に設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍則第7条第1項第12号
	<b>バルブ等の適切な操作</b> ・ 手動操作するバルブは開閉方向を表示しているか。 ・ 保安上重要なバルブ（安全弁の元弁、緊急放出弁など）を明示しているか。 ・ 通常使用しない保安上重要なバルブ（安全弁の元弁など）は誤操作防止措置を実施したか。 ・ 配管にガス種・流れ方向を明示しているか。 ・ バルブを操作するための空間・照度を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍則第7条第1項第17号 冷凍則第9条第1号 例示基準15
	<b>除害設備に係る保護具（毒性ガスのみ）</b> ・ 必要個数を備えているか。 （必要個数：作業員数＋予備数 or 作業員10人につき3個） ・ 着訓練を3か月に1回以上行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍則第7条第1項第16号 例示基準14
点検修理	<b>日常点検</b> ・ 1日に1回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検しているか。	<input type="checkbox"/>		冷凍則第9条第2号
	<b>修理時の措置</b> ・ 事前に作業計画を定め、責任者の監視下で修理等を行っているか。	<input type="checkbox"/>		冷凍則第9条第3号 例示基準16
自主保安	<b>危害予防規程</b> ・ 事業所に則した規程を定め、内容通りに業務・点検・訓練等を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		冷凍則第35条 KHKS 1301(2020)
	<b>保安教育</b> ・ 事業所に則した保安教育計画を定め、計画通り教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/>		高圧ガス保安法第27条 KHKS 1305(2016)
検査関係	<b>保安検査</b> ・ 3年に1度保安検査を受け、施設が技術上の基準に適合していることを確認しているか。	<input type="checkbox"/>		冷凍則第40条 KHKS 0850-4(2011)
	<b>定期自主検査</b> ・ 1年に1度保安のための自主検査を行い、施設が技術上の基準に適合していることを確認しているか。	<input type="checkbox"/>		冷凍則第44条 KHKS 1850-4(2011)
帳簿関係	<b>異常時の記録</b> ・ 設備に異常があった年月日とそれに対して行った措置を記録し、保管（10年間）しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍則第65条
	<b>機器台帳</b> ・ 機器台帳を作成し、機器の履歴（修理・点検・部品交換）等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>		異常時の記録と併用可
届出・申請関係	<b>届出・申請</b> ・ 冷凍設備の設置、廃止、更新、修理等の際、必要な届出・申請をしているか。	<input type="checkbox"/>		冷凍則第16条 冷凍則第17条等
	<b>責任者選解任の届出</b> ・ （ユニット・指定設備以外）冷凍保安責任者及び代理人（要免状）を選任し、選解任の届出をしているか。 ・ （ユニットのみ）取扱責任者及び代理人を選任し、選解任の届出をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍則第36条第1項 冷凍則第36条第2項
	<b>事故の報告（裏面参照）</b> ・ 冷媒漏えいなどの事故が発生した場合、管轄行政庁に報告したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍則第68条 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

【用語】

【管轄行政庁・法令に関する問合せ】

略称	正式名称	事業所所在地	管轄行政庁	連絡先
冷凍則	高圧ガス保安法冷凍保安規則	埼玉県内（さいたま市・戸田市以外）	埼玉県危機管理防災部化学保安課	048-830-8443
例示基準	冷凍保安規則の機能性基準の運用について-例示基準-	さいたま市内	さいたま市消防局予防部査察指導課	048-833-7487
KHKS	高圧ガス保安協会技術基準	戸田市内	戸田市消防本部予防課	048-420-2125

令和5年2月 埼玉県危機管理防災部化学保安課作成

# 高圧ガス保安法（第一種製造者）と フロン排出抑制法（機器の管理者）の関連

冷媒にフロン類を使用している冷凍設備（第一種製造者）においては、高圧ガス保安法とフロン排出抑制法の両方の規制を受けることがあります。

## 1. 法律の目的

高圧ガス保安法	高圧ガスによる災害を防止するために高圧ガスの取扱を規制し、保安に関する自主的な活動を促進し公共の安全を確保すること。
フロン排出抑制法	オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制すること。

## 2. 冷凍設備の設置などに関する手続 ※ 冷凍設備の冷凍能力により、必要な手続が変わります。

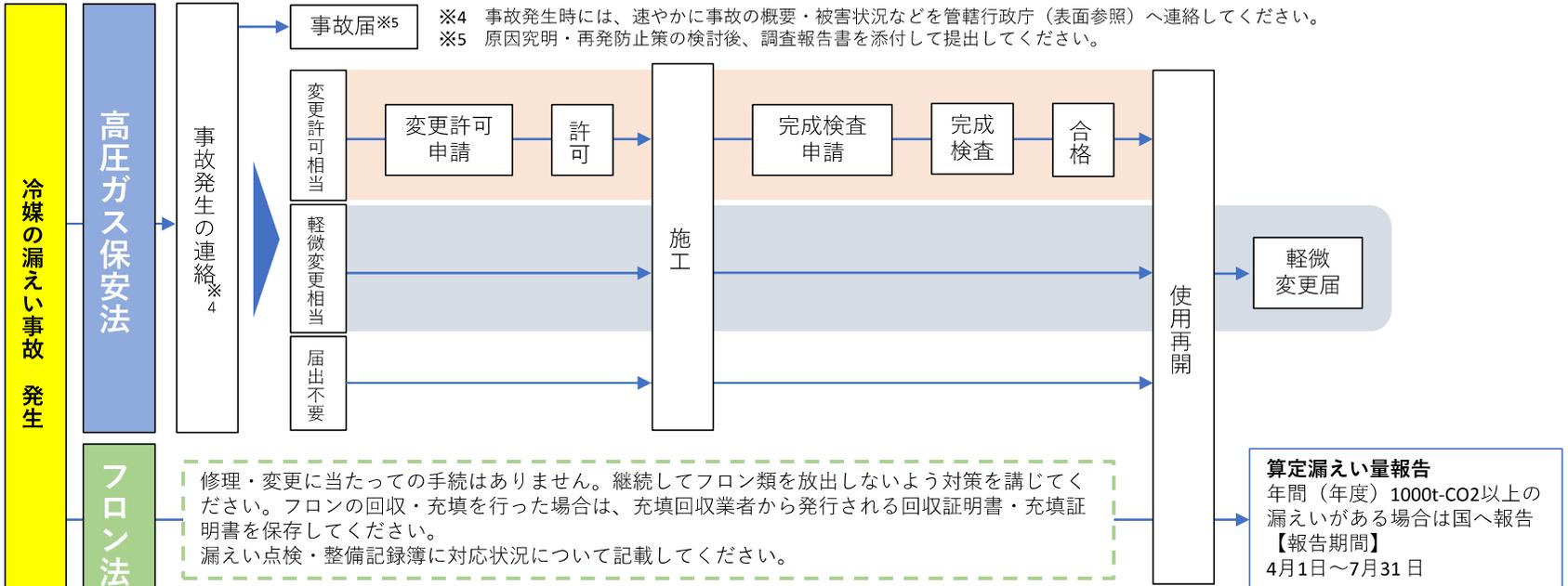
	設置	変更・修理	廃止・撤去
高圧ガス保安法	・ 高圧ガス製造許可申請	・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請 ・ 高圧ガス製造施設軽微変更届書 ・ (届出不要)	・ 高圧ガス製造廃止届書
フロン排出抑制法	手続なし		

## 3. 点検・帳簿類

	点検等	頻度	記録すべき帳簿類	記載事項
高圧ガス保安法 (冷凍則第9条2号、第44条、第65条)	日常点検	1回/日以上	日常点検簿	異常の有無、講じた設備の補修・危険を防止する措置
	定期自主検査	1回/年以上	定期自主検査記録	検査年月日、検査方法・結果、検査の監督者の氏名など
	異常時	-	異常時の記録	異常があった年月日、行った措置
	変更・修理等	-	機器台帳	設備の概要、修理等の経歴
フロン排出抑制法 (管理者判断基準 第四)	機器の導入	購入・設置時	漏えい点検・整備記録簿※3 (全ての第一種特定製品について新規作成)	・ 実際に管理に従事する者の氏名、所在、型番、製造番号、用途、圧縮機出力など ・ 初期充填量 工場出荷時に機器充填されているフロンの種類及び量 ・ 設置時充填量 設置工事において機器に充填したフロンの種類及び量、有資格者情報など
		充填証明書(充填回収業者)	・ 設置工事においてフロンを充填した場合、フロンの種類及び充填量および充填作業を行った者の氏名、充填先の機器の所有者、機器を特定できる情報等	
	簡易点検	1回/3か月以上	簡易点検記録簿	・ 簡易点検記録 実施日、実施の有無及び点検良否結果、特記事項等
	定期点検	1回/年以上※1 1回/3年以上※2	漏えい点検・整備記録簿	・ 定期点検記録 実施日、点検の内容・漏えい有無の結果、点検実施有資格者情報など ※1 エアコン(50kW～)、冷凍冷蔵機器(7.5kW～) ※2 エアコン(7.5kW～50kW)
	整備・修理時	フロン類の充填・回収を伴う修理	漏えい点検・整備記録簿	・ 修理に関する事項 実施日、修理の内容・結果、フロンの回収量、充填量など
			充填証明書(充填回収業者)	・ 充填作業日、機器を特定できる情報、充填したフロン類の種類及び量、整備・修理時充填区分など
			回収証明書(充填回収業者)	・ 回収作業日、機器を特定できる情報、回収したフロン類の種類及び量など
	その他の修理		漏えい点検・整備記録簿	・ 修理に関する事項 実施日、修理の内容・結果など
算定漏えい量の集計	年度末ごと	算定漏えい量の集計表 (報告様式はありますが、集計の様式はありません)	・ 1年分の整備・修理案件におけるフロンの充填量と回収量の差を冷媒ごとに算出して法人単位で集計する。(漏えい量が1000t-CO <sub>2</sub> を超えると国に報告義務)	
機器の廃棄時	-	委託確認書(機器所有者) 引取証明書(充填回収業者)	・ 機器所有者情報、フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った年月日、再委託先、充填回収業者の情報、フロンの種類別回収量、回収台数情報など	

※3 機器ごとに漏えい点検・整備記録簿の作成・更新・保管は機器所有者の責務(平成26年環境省・経済産業省告示第13号)ですが、記載にあたり業者と相談しながら記入して下さい。

## 4. 冷媒漏えい時の対応 施設の修理・変更には高圧ガス保安法に基づく変更許可申請、変更届書が必要な場合があります。



問合せ先 高圧ガス保安法 埼玉県危機管理防災部化学保安課 企画・高圧ガス担当 048-830-8443  
フロン排出抑制法 埼玉県環境部大気環境課 規制担当 048-830-8058